

○南会津町林産物展示販売施設条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第120号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町林産物展示販売施設条例（平成18年南会津町条例第151号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 南会津町林産物展示販売施設（以下「展示販売施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、管理上必要があるときは、町長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 指定管理者は、展示販売施設の管理上必要があるときは、町長の承認を得て臨時に休館日を定めることができる。

(行為の許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による行為の許可又は変更の許可を受けようとする者は、林産物展示販売施設行為（変更行為）許可申請書（様式第1号）をあらかじめ指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第5条 指定管理者は、条例第6条第1項の規定により行為の許可又は変更の許可をしたときは、林産物展示販売施設行為（変更行為）許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(指示)

第6条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、展示販売施設の使用に関する必要な指示をすることができる。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに展示販売施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。
- (2) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。
- (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田島町林産物展示販売施設条例施行規則（平成7年田島町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

林産物展示販売施設 行為 許可申請書 変更行為	
指定管理者	年 月 日
申請者 住所 氏 名 電 話	
南会津町林産物展示販売施設条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
1 行為の目的	
2 行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
3 行為を行う場所 及び使用面積等	
4 行為の内容	
5 既に受けた許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 変更事項及び 変更理由	
※ 行為区分	営 利・非 営 利
	※ 審査判定
	許 可・不 許 可
※ 審査判定 所見等	

[注] 1 申請者が法人団体の場合は、その名称、所在地、代表者名を記入のこと。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

許可番号第	号
林産物展示販売施設 行為 許可証 変更行為	
様	年 月 日
指定管理者 	
年 月 日付けで申請のあったこのことについて、南会津町林産物展示販売施設条例第6条第2項の規定により次のとおり許可します。	
1 行為の目的 及び内容	
2 行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
3 行為を行う場所 及び使用面積等	
4 既に受けた許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 変更事項	
6 許可の条件	

注 1 この許可書は、行為中常時携帯していること。
 2 この許可書は、他人に貸したり、譲渡したりしてはならない。